

第十六回 参議院人事委員会會議録第二十号

昭和二十八年八月七日(金曜日)午前十一時二十八分開会

委員の異動

本日委員山川良一君辭任につき、その補欠として高瀬莊太郎君を議長において指名した。

出席者は左の通り。

委員長 村尾 重雄君

理事

宮田 重文君
千葉 信君

委員

加藤 武徳君
松岡 平市君
高瀬莊太郎君
溝口 三郎君
岡 三郎君
紅露 みつ君
後藤 文夫君

委員外議員

地方行政
委員長 内村 清次君

衆議院議員

大平 正芳君

政府委員

大蔵省主計
局長与課長 岸本 晋君

事務局側

参事(委員長部長) 宮坂 完孝君

本日の會議に付した事件
○国家公務員等退職手当暫定措置法案
(衆議院提出)

○一般職の職員の給与に関する法律の
一部を改正する法律案(衆議院提出)

○委員長(村尾重雄君) 只今より人事
委員会を開会いたします。

公報記載の通りの法案を議題に供し
ます。本法案につきまして御質疑のあ
る方は御発言を願います。

○岡三郎君 只今議題となりました国
家公務員等に対する退職手当の臨時措
置に関する法律は、七月三十一日まで
に政府提案として出されたものが審議
を完了すべきところ、衆議院のほうに
非常に会期末切迫したために審議未了
の形で流産をしたことについては遺憾
に思つておるわけでありすが、今回
その法案に対して衆議院として議員立
法せられたという点について御見解を
聞きたいと思う。政府とどのような話
合いがなされたか。

○衆議院議員(大平正芳君) それは全
く立法技術上の理由でございます、
七月三十一日にこの法律が失効いたし
ますので、急いでこれを会期末までに
仕上げるにやいかんというわけで、政府
提案にいたしますと、各省の了解を
付け、法制局の審議を経て、次官會
議、閣議というふうな順序を経なければ
なりませんので、そういった時間的
な余裕がないので、政府と打合せまし
て、議員立法として早急に本法案を仕
上げたという趣旨にはかならない。

○岡三郎君 そうするとうとうと、私は
参議院の任務と言いますか、その仕事
の役割と言いますか、その点につい
て、衆議院との関連上において非常な
不満を感ずつておられるわけでありま
す。それは、聞くところによると、こ

の法案が衆議院においては、大蔵委員会
にかけられたというのを聞いておる
わけでありすが、勿論この法案の当局
は大蔵省でありましようけれども、大
蔵委員会は非常にたくさんの方を審
議してあるというところにおいて、この
国家公務員に対する退職手当の臨時措
置法が非常に遅れて行つて、而も会期
末ぎり／＼のところまで早々の間に上げ
られて来ておるというのを聞いてお
るわけですが、従つて衆議院において
この法案が討論審議をされ、参議院に
おいても同等の立場で審議するの、い
づれも難否の異なる形、時間が殆ど
ないままに、ここに持つて来られ
ておるわけですが、併し今その不満を
持つておるわけですが、これは何と
いたし方ないことであるので、
大平委員に申上げて、これは何と
いたし方ないことであるので、
昨日千葉委員のほうから、本法案に
対する根本的な問題として、この法案の
第一条第三項に、「昭和二十八年八月
一日以降においては、別に法律をもつ
て恩給法(大正十二年法律第四十八号)
の規定による恩給、国家公務員共済組
合法(昭和二十三年法律第六十九号)の
規定による退職給付、この法律の規定
による退職手当及びこれらに準する退
職給付を総合する新たな恒久的退職給
与制度を制定実施するものとし、前項
但書の規定により支給するものを除
き、その法律によらなければ、如何な
る退職給付も支給されることがない。」
こう書いてあるわけですが、前国会にお
いて三月三十一日限りこの法案は失効

することになつて、新らしく抜本的な
今の多岐に亘つておる退職給付につ
いてまとめるというのを、一応シャウ
ブ勧告でありましようか。ここに規定
が出ておるわけですが、これを尊重した
規定として出ておるわけでありすが
が、この第三項が今回は全然生かされ
ていないで、前回の時限法であつたも
のが何らその点については触れておら
ないで、ぼんと臨時暫定措置法案とし
て、期限も付いていない。こういうふ
うな点につきましては、脈絡一貫して
法律が検討され、我々に提出されて来
ておらない。こういうふうな考へるわ
けです。従つて国家公務員に所属する
ところの政府官吏は、一体我々の退職
制度というものがどうなるのだ、非常
な疑問とそれらが不安を持つておるこ
とを私は絶えず聞いておるわけなので
あります。こういう点について、衆議
院の議員立法として出されて来た大平
委員に聞く、ということ共に、この点
については政府当局に質さなければな
らん点が多々あると思う。これは輕々
に、いつまで続く暫定法かわからんよ
うな状態で放置しておくとすることに
ついては、誠に遺憾であります。この
点については、誠に遺憾であります。こ
の点については、誠に遺憾であります。
大平委員のほうから御説明を願うと共
に、この点については、政府当局との
話し合い、なお政府当局が出席できるな
らば、この点を官公吏百八十八万の人が
希望しておりますのでお聞きしたい。
こういうふうな思ふわけですが、
○衆議院議員(大平正芳君) 岡委員の
御指摘の点は御尤なわけでございますし

で、大蔵委員会における審議は十分委
曲を尽してはなかつた、なお議員提案
になつた理由も全く技術上の理由でそ
ういつた形式を踏んだわけでございます
。併しながら千葉委員が指摘された
通り、我々は議員提案になつた以上、
その責任を回避しようとは思いません
。ただ只今御指摘の第一条の二項で
ございすが、この問題は、ずつと退
職手当の法律に明記されておつたこと
でございまして、成るべく早く現在の
恩給制度と退職手当の制度との間
に、役人の資格によりましては、こ
れを集大成いたしまして、公正な妥
当な退職手当の立法をしなければなら
ないことは、前々から政府に課せら
れた課題であつたわけでありまして、
人事院といたしましてこの問題を重
重に考究中であるやに聞いておりま
す。ただ昨日千葉委員から指摘され
たように、いつ一体それが上るのか
ということにつきましては、正直に申
しまして確たる見通しを持つておりま
せんが、こういつたばら／＼の給与制
度というものは、逸早く、成るべく早
い機会に統一しなければならぬとい
うことは既定の方針でございますので、
今度の立法にもそれを踏襲して語つた
わけでございます。ただこの法律が時
限法になつていない、今までは時限法
になつていないのに、なぜ時限法にな
つていないかと申しますと、過去の経緯
を見ますと、どうも人事院側の勧告が
待つておりますけれどもまだ提出され
ない。そのたび毎に期限を延長する法

律を国会に提出して御審議を願うといふのも煩瑣じやなからうかということ、実は案は出ておりませんけれども、法律の体裁は暫定法律ということにして、今までの期限満了の期限を特に附すということとはしなかつたのでございませうけれども、併し精神は飽くまでもその退職手当制度そのものの集大成を一日も早く政府は期待してゐると同時に、我々国会といたしましてはそれを期待してゐるという趣旨にほかならないのでございまして、その点は御了承願ひたいと思ひます。

○委員長(村尾重雄君) 岡君にお知らせします。御承知のように一般職の職員との給与に關する法律案の發議者の赤城宗徳君が出席してあります。

○岡三郎君 今の御答弁を聞くと、まあ前回までは期限をつけて出して来ておるが、今回は一々そのような点を修正するということになれば煩瑣であるといふふうにお答えになつておるわけですが、併しこの法案の対象となる公務員にとつては、早く恒久的な退職給付制度を実施してもらいたいといふふうに願ひしてゐるわけなんです。そうすると、期限が明確にならないで煩瑣であるからと言つて、前回明確に期限がついておるのを今回つたといふことになるならば、誠に不可解な心理状態を持つと思ふ。その都度都度退職金の内容が變つて、それを受領する側から言つたならば、不利益になつたり利益になつたりするようにな、そういうふうなときによつて非常なる相違が出て来るということになるならば、落ち着いておられないと思ふ。そういう点について人事院に質すといふと、人事院は、本人事委員会

において、この会期中に恩給と共にこれを出さうということをお願いは言ひながら、慶應人事院給与次長はもう暫く待つて下さい、こういうことを言つてゐる。ところがこのもう暫く待つて下さいといふことは年々歳々であつて、皆聞き飽きて誰も信用してゐない。ただ一筋に、論理的な、合法的な、合理的な退職金制度というものがいつ出るかといふことについて、皆渴望してゐるわけだ。そういう点で、大平委員はそれらの経緯について人事院その他とどのように話合つたか。人事院の意向は一体どうなのか。この点について大平委員の今まで當つて来たことがあるならば、その点について御回答願ひたいと思ひます。

○衆議院議員(大平正芳君) 衆議院のほうの大蔵委員会におきましては、人事院の給与局長を招致いたしました。いつまでにか勧告の予定かといふことを問ひましたところ、成るべく早い機会に勧告したいと、折角作業を進めてゐるという答弁でござい

○岡三郎君 そうするといふと新たな恒久的退職制度の確立は、次期国会に議員立法として提案なさる御意思があるかどうか。

○衆議院議員(大平正芳君) それは大蔵委員会のほうから、私、聞いておりませんので、見解を表明することを差控へさせて頂きたいと思ひます。

○岡三郎君 そうすると、国家公務員に対する退職手当の臨時措置に關する法律の一部を改正するといふこの法律案を議員提出したのは、先ほど言つたような手続上の問題でやつたといふ点はわかるけれども、併しながら一応こ

の法案に対して議員提出をした限りにおいては、やはり今後責任があると思ひます。従つて今後とも新たな恒久的な退職金制度に対して政府に対してどのような努力をせられるか。その点について一つ明確にお答え願ひたいと思ひます。

○衆議院議員(大平正芳君) 御趣旨を体しまして、大蔵委員会といたしましては政府を勧告してできるだけ早い機会に統一した退職手当制度を確立するように勧告したいと思ひます。

○岡三郎君 まだこの程度のあれでは問題にならないのですが、私は具体的に申上げて、なぜこの問題について関心をもち、我々は早急に願ひつておるかといふことを申上げますと、まあこの法律は当然国家公務員のみならず地方公務員にも影響がある法律だと考へてゐるわけだ。こういうところが非常な作用をする、我々は思つておるし、現実過去においてもそうであつたわけなんです。例えば教職員に属する地方の公務員においても、東京では二百万円近くの退職金をもらひ、同じ資格の同じ勤続年数をもつた者が神奈川県なら四十万円、五十万円しかもらへない。その中から税金をとられてしま

う。又茨城県あたりへ行つてみると、うと、三十万円程度しかもらへぬと、そういうふうな……、それでごちやごちやといふものもよくつき合つて、そのときそのときの臨時措置によつて大きく膨れ上つたり少なくなつたり、これが行政整理に対する一つの政策として善用していかねばいけません。或る一定時期だけは殖やすような形で、余儀ない理由でやめるときにはその恩恵に浴することができないとか脈

絡として一貫しておらないと思ふのですが、そういう点について国或いは国会が本當にすつきりした形で、こういうものについてとやかくの批判がないような形でやつてもらいたい、こういうふうな願ひが非常に強いわけなんです。そこで私はこの退職手当の性格について、恩給法の退職一時金、或いは共済組合退職給付との關係についてちよつとお聞きしたいと思ふ。その關係について、恩給法の退職一時金、或いは共済組合退職給付との關係です。今後これをどういふふうな措置されるかといふことです。

○衆議院議員(大平正芳君) 御質問の趣旨でございまして、恩給法上の恩給と、共済組合法上の退職給付との間に、特別な關係はございせん。恩給法の対象になつてゐる公務員と共済組合の公務員と違ひますから……。

○岡三郎君 性格が違ふ。

○衆議院議員(大平正芳君) そういつたことがまち／＼になつておりますので、一日も早く統一した退職手当制度を作らうと努力いたしておるわけであり

○岡三郎君 結局私は、公務員としては、今のうちに安い賃金で生活をしてゐる。病氣になれば医療費にも、一応共済組合制度があるとしても、なかなか家族のほうにも十分には参らん、そういうふうな形で三十年なり三十五年なりまじめに勤めて、いざ退職するときに、今のような物価高の時代において、そこばくの退職金においては誰だつて不安動揺と、将来の生活に對して何とかしてくれないかといふふうな非常な願ひをもつてゐるのです。この点は国民全体の立場でもあると言へるけ

れども、少くとも私は、國家の根柢に参画して國民の多額なる費用といふものを運営して行く公務員には、過誤があつてはならん。間違ひがあつてはならん。こういうことを考えた場合には、清廉潔白に職務を遂行して行くという立場において、この問題が早急に取上げられ解決されることを願つてやまな

○衆議院議員(大平正芳君) 現在の退職手当の給与率は民間の一般の退職手当に優るとも劣るものではないように承知いたしております。併しながら御指摘のように退職給付が公務員の勤務条件として非常に重要な意味をもつておりますので、できることならばこれは立派に恒久的な法律として成立されまして、勤務条件の安定を得るよう

○岡三郎君 そうするといふと、これもお考えを聞きたいのですが、退職後におけるところの生活保証としてはどの程度を適當とお考えになつておられるか、この点についてお伺ひいたしま

○衆議院議員(大平正芳君) 私からお答えして恐縮ですが、現在の退職手当の支給率は民間に比しまして決して不当に低いといふようなことはございせん。大体妥当な線を保つておるものと我々は思つております。

○岡三郎君 それならば、私は下級公務員の実態についていろいろと今まで調査して参つたわけでありまして、退職手当の支給の額を俸給月額によつてきめるといふことになると、何といつても下級の公務員の場合においては非常に少いわけなんです。こういう問題について、下級公務員の場合、生活保証として現在の制度は適当であるのかどうか。これだけいわれる支給額を俸給の月額によつてのみ算定するといふ点、極めて適当であるのかどうか、この点についての所見を伺いたいと思ひます。

○衆議院議員(大平正芳君) 折角の御見解ですけれども、本俸以外のものを算定の基礎にするといふことは、退職手当といふものは適当でないかと考へております。なぜならば、家族が多い少いによつて退職手当が多い少い、或いは勤務地の如何によつてその多寡が結果されるというようなことは、勤労の差異からいふての給与の思想の延長といつたしまして適当でない、私は考へております。

○岡三郎君 そうするといふと、下級公務員に対しては、私たちの考へとしては、やはり俸給月額というものをによつて算定して行く場合、まあ本俸ですね、こういった場合にやはりそこに何らかの調整をして持つて行つてやる必要があるのではないかとこのように考へるわけですが、将来としてこのような問題についてどのような御見解を持つておるか、お伺いしたいと思ひます。

○衆議院議員(大平正芳君) それはやはり本俸の水準をどう持つて行くかという退職給与の問題になるのではないかと。

か。退職手当の問題をそれで解決するといふことは恐らく適当じやないかと考へております。

○岡三郎君 そうすると、どうしても本俸以外には方法はないという御見解ですか……。

それでは、その点は又十分時間があるときにお願ひすることにして、この法案の適用範囲について、第三条、第四條、第五條及び第八條についてお伺ひするわけですが、今回の改正により適用範囲が変更される場合、特に不利な取扱ひを受ける場合はないのか、この点について……。

○衆議院議員(大平正芳君) そういうことはございせん。

○岡三郎君 ございせんか……。そうすると、例へば政令で定めるというふうな点が、この法案に現行法規と違つておるところがあるわけなんです。この点については第八條にも関係し、第七條にも関係して来るのです。林野庁の職員ですね、この職員が約十二万あるうちに、定員法によつて定員化されておる職員が約二万名程度ですね。約十万人の職員が国家公務員法によつて国家公務員となつておるのではありませんが、これが定員化せられていないのであります。つまり非常勤職員でありまして、従来は法に従つて、これらの非常勤職員、臨時職員は、退職手当の制度が実施されておつたのであります。この改正案では政令によつてなされるという点になつておるわけですが、この点について非常に、今すぐといふことにはならないか、いかにもわかりませんが、政令といふことになりますると、法律といふことよりも政令が自由である。従つて

いつ何時不利を受けるかわからないといふふうな非常な杞憂を持つておるわけですね。そこで身分上非常に不安定となることが多いので、何とかこの点は元の現行法規を活かしてもらいたいといふような要請が非常に多く来ているわけですね。政令で定める範囲というのはどの程度なのかという点について一つ御見解を聞きたいと思ひます。

○衆議院議員(大平正芳君) 今の問題は技術的な点に互ひしますので、勝手にございまして、政府委員のほうからお聞きとりたいと思ひます。

○政府委員(岸本重君) 退職手当の今回の改正案の規定の変わった点でございしますが、従来は、岡先生御指摘の点、恐らく常勤を要しないものは退職手当を支給しないといふながら、他面、日雇われものには支給するかとこの点でどう考へて存じます。この点が従来は法制が非常に技術的におかしいのでございまして、常勤を要するものには支給する。これは勤務形態を抑えておるわけでございます。他面、日雇われもの職員には、それを一月以上引続いたものには出す、これは雇用形態のほうになつております。この雇用と勤務形態、両者からだん／＼する面が出て参ります。日雇の人は一日一時間か二時間しか働かない、こういう人がたまたま一月以上働いたからといつて、そのまま常勤並みの退職手当が出るといふのもおかしいのでございします。本来の退職手当の規定から申上げますと、常勤勤務の形態で、働いておられるかたは、それが勤務に対する報酬である、退職手当制度からして妥当な考え方はなからうか、かように考へますので、今回の改正案では、先ず

常勤を要するもの、これが本則であります。併し今日予算より定員法の上で常勤を要するものとして取扱われておりますのは、定員だけではありません。そのほかに事実上はやはり常勤並みの職員がある。例へば岡先生御指摘の職員、林野庁の職員のときでありまして、こういう方々から従来は退職手当をもらう権利を取る、こういうことは毛頭考へていないのであります。ただそれが非常に法律面でございまして、規定いたさないで、政令に譲つて、従来通りの取扱ひをやつて行く、かように考へております。

○岡三郎君 そうすると、今の点については、いろいろ法律の内容として問題があるという点から、こうされたという点はわかたつたのですが、ただ従来定められる内容は悪くなるかも知れない。それじや却つて困る。内容が悪くされては困る。こういうふうな杞憂が非常にあるわけなんです。そういう点については、将来に互つて、ここでどうこうお答え願へないかも知れませんが、やはりこれを法案の取扱ひ問題があるとしても、何とか法律の中に残してやりたいという気持があるわけなんです。併しこの点はここで今言つても仕方ありません。そこは私のほうで修正案を用意しておるので、この点は後刻に譲るといたしまして、第五條関係の整理退職の場合ですね、本人の意に反する退職、国家公務員法の第七十八條ですが、その場合の退職を、改正案第五條では適用範囲から除外して、いふ、この点はどうか。

○政府委員(岸本重君) 実は本人の意に反する退職といふ、つまり何と云へますか、本人の主観的な事由で問題を考へて参りますと、いろいろおかしなことになるわけでありまして、例へば定員の減少、組織の改廃で、お前やめてくれ、その代り退職手当をこれだけ出す。それでやめさせられた例がある。整理退職でも意に反しない場合と意に反している場合がある。つまり主観的な事由、客観的な事由、こういうことでございまして退職手当の支給をいたしますと、非常に話の筋が通らなくなつて参ります。今度の法律は、そうした主観的な、客観的な事由を抑えて、国の事由でやめて頂くという場合には必ず五條の規定を適用して、或いは死亡とか病氣とか客観的な原因がはつきりしているものは第四條に規定した次第であります。

○岡三郎君 今のこの問題は非常に私は重要だと思ひます。この問題は、これは一つの杞憂かも知れませんが、この秋に際しては相当多数の行政整理をするといふふう言われておるわけなんです。今、政府の委員が説明したように、本人の意思というもののについてはなかなか忖度しにくいという点はわかるのであります。併しながら一方的に理由を作り上げて、そうして本人を退職せしめるという例は、今のようないふ反動的な空気の中においては非常に強行されやすい私は考へます。そういう点において我々としては、やはりこの本人の意に反する退職といふものを適用するといふことについて、この法案が適用されるということになれば、由々しき結果になるといふふう考へておるわけですが、この点についてもう少しその点を明確に

つ御回答願いたいと思う。

○政府委員(岸本晋吾) 退職手当と申します法律は、つまり退職という事実があつて適用される法律でございまして、整理とかどうとかいうことはいは、これからは自動的に出て参らないわけでありまして、整理というの、国の一方的な都合で強制的にやめさせる、そういうような事態が生じた場合には第五条で該当する手当を支給する、こういう趣旨の法律でございまして、これによつて整理をやりますようにしているとかいうような意図は毛頭ないわけでありまして。

○岡三郎君 それはもうあなたの方のほうから言へばそういうふうになるのだ、それは法を盾に取つて冷嘲する御回答があつたわけなんだが、併しそういう法規があるということになれば、そういうふうにももの結果がなつて行くということ、もう日常しばしば我々としては経験して来たことなんです、実際は……だから、そういう点について高い退職手当を出す、だから、それでいいじゃないかということ、を言うことは、これは基本的な人権の問題に私はかかつて来ると思ふので、当然万人がやめるべきものであるというふうには、なか／＼一つの規定を設けることはむずかしいと考えられるけれども、非常に個々のケースについては無理強い退職というものが今まで相当問題になつて、そうしてこれが人事委員会、人事院の公平委員会その他において、いろいろとやられて来ているということも、我々は知つて居るわけですから、そういう点について、あなたにこれをどう言つても、私のほうはこれでやめさせるのではない、と言つ

ておるのだから、それは水かけ論になるかわからないけれども、我々としてこの条項は非常に重視しているわけですから、そういうふうな点でお聞きしたわけですが、非常に……お答えがそれ以上出ないとするならば、これは大蔵大臣に聞かなければならぬと思ふのですが、これは保留することにして、次に予算の減少による過員、殊に今回の三派の予算修正案等から見ると、行政費を百億削減とか、まるで突拍子もないようなことが飛び出して来て、あれがそういう方向でないで幸いだと思ふけれども、事実上今の状態であるといふと、人だけあつてその人を使う費用がないといふことは、各官庁から言われているわけだ。具体的な仕事を遂行する場合において、意に反するような措置になつてしまつたといふので、非常に復活要求が出てくるということも聞いて居るのですが、その予算の減少により過員又は廢職を生ずることによる退職は、今回の改正案では除外されることになるのですか。

○政府委員(岸本晋吾) 予算の減少と申しますのは、つまり……単に予算が減つたから、金額が減つたから整理が起るという問題ではないのでありまして、つまり予算を減らすことによつて、つまり予算定員を減らすことによつて、それに応じて人件費を減らすというふうな場合は、当然整理ということも考えられるかも知れません。併し今回の改正案の、或いは国会で御修正になりました予算でも、人件費は全然削つていないのでございます。予算定員を削つていないのであります。これによつて予算金額が減つたからといつて当然整理になるというものではない

のであります。ただ一般的に申しまして、予算の減少によつて過員又は廢職を生ずることによる退職は今回の改正案には含まれないかということでございますが、これは今申上げましたように、つまり予算を落とすということは、つまり予算定員を落とすという場合には整理を出す、従ひまして第五条に定員の減少といふことを書いてございまして、当然それに含まれるわけでございます。

○岡三郎君 どうもその点はあなたの範圍を超える問題で、非常にこの法案は含みがあるもので、誠に悪用すれば困ることになると思ふのですが、併しこの点は後刻又首領のほうからお答えを願うことにして、次に進みますが……

○委員(村尾重雄) 岡君、ちよつと御相談したいことがございまして。只今、加藤武徳君ほか三名から、成規の手續を以て、文書で動議が提案されております。その動議の取扱について実は申上げたと思ひます。ちよつと速記をとめて下さい。

〔速記中止〕

○委員(村尾重雄) 速記を初め

この動議は相当重要だと存じますので、ここで暫時休憩いたします。

午後零時三十分休憩

午後三時五十分開会

○委員(村尾重雄) 休憩前に引続き會議を開きます。

一般職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律案について、加藤君ほか三君より、文書による質疑を終局し、討論に入られんことの動議が提出されておりますので、本動議の採決

をいたします。本動議に賛成のかたの……(発言する者多し) 速記を止め

〔速記中止〕

○委員(村尾重雄) 速記を始め

て。動議に異議があるそうですから、発言を許します。

○千葉信君 只今提出されました動議につきましても、これは動議として提出された方々はどうお考えになつておられるか知りませんが、この委員会には連合委員会の申込みがございまして、過去一回つ文部委員会と地方行政委員会と連合委員会を開催いたしました。ところが、その連合委員会はいずれも最終に至らずに、今後の連合委員会の開催については委員長に一任するといふことの決定を見ております。而もその連合委員会をどうするかといふことについてまだ明確な結論が出ておりませんし、従つて連合委員会を如何にするかといふことについて委員長がどう扱われて、それからこの問題を今後どう処理されるつもりであるか、この点を明確にされなければ、その動議を採択し、これを委員会に諮ることはできないはずでございます。

○委員(村尾重雄) 御答弁を申上げます。文部委員長と私の間にその取計を一任された文部委員会との連合委員会は、その後どちらからも話が出ません。但し地方行政委員会からは、常任委員会から又委員長から、正式に連合委員会を開いてもらいたい、再開してもらいたいといふ申し入れがあつたことは事実であります。これは両委員長で相当話合つた上でこれを処理したいと、こう思つたのでありますが、

遺憾ながら私も委員会まで出向いて行つたのだが、開会中であることであり、話合ふ機会が未だないのでありまして、そのまゝになつております。只今千葉君が発言されたようなことが正しいのかどうかといふことは、私は知りません。従つて私は今の状態だといふことより申上げるほかはわかりません。

○千葉信君 その点については、法制局に緊急連絡されて、委員長において善処されたいと思ひます。それが解決しなければ、その動議を採択するわけには参らないはずであります。

○宮田重文君 今、千葉君から、文部、地方行政の連合委員会の打ちりについで意見が出ておりますが、あの委員長にお任せしたといふことは、理事會においても連合委員会はこれで打ち切るといふ前提の下に、両委員長の協議に任せると、こういうことになつたといふ約束の下に、我々は委員長にお任せしたのであつて、地方行政との場合も、文部の場合にも、そういう取扱をしたから、同じように両委員長の協議によつて運営は任せるといふようなことでお任せした。これは委員長理事會で三人で確認しておるはずであつて、千葉君の今の発言はいささか事実と相違がある、こういうふうには思ひます。

〔委員(村尾重雄) 議事進行〕「動議の採決」

〔委員(村尾重雄) 速記をとめて〕

〔速記中止〕

○委員(村尾重雄) 速記を始め

先ほど千葉委員から御意見があつたように、審議打ちりの動議が出ました

が、未だ当委員会が地方行政委員会と合同委員会を先日開いて、その終りに再開を要求されましたが、再開の日を約束されましたが、その再開については、これで打ち切るか、なお会議を再開するかについては、双方の委員長においてそのとりきめを取計らうということに決定して打ち切つたのであります。その委員長同士の話し合いが、その後話し合う機会もなくして、その合同委員会がその程度で打ち切られたままで今日になつてゐるのですが、そのままでこの審議打ち切りということが、これは違法であるか違法でないかということについて、委員部の御見解を伺いたいと思ふのであります。

○富田重文君 委員長の発言中、連合委員会をやるかやらないかということについては、両委員長の合議に任せるというようなことは、勿論お任せしたことに相違ありませんが、そのときの状況は、すでに会期もないのであるから、もう打ち切るのである、打ち切るのであるが、併し文部委員会との打ち切りの場合にも、両委員長に任せたと形をとつたから、そういう形でお任せするのである、こういう内意があつたわけでありませう。それは委員長も確認されておるはずだと思ふ。その点について御意見が抜けておつたと思ひますから、補足しておいてもらいたいと思ひます。

○委員長(村尾重雄君) それじや委員長から……。

○参事(宮坂完彦君) 連合委員会の終結につきましては、ただ連合委員会に關する規定が極めて簡単でございまして、その点については詳細に規定してございませう。それで従来とかく問題

が起きたのでございませうが、常任委員長に於きましては、この終結につきましては、国会の役員である常任委員長のお話し合いで決定すべきものであり、国会の役員である常任委員長のお話し合いがつかないというところは、法規も予想しておらないのであります。併し万一、両方の委員長のお話し合いがつかないような不幸な事態に達しますれば、これは法案を持つておる委員長の最後の御決定によつて、その終結が決定されるのじやないかという常任委員長懇談会のお申合せがあるわけでありませう。そうして今問題になりました加藤さんから御提出になつた動議が、その終結を見ないうちに、この動議が提出されたわけでありませうが、従来こういうときには、この本委員会におきまして御異議のなかつた場合は、そのまゝ次の段階の動議が決められて、採決に持ち運びになつたわけでありませうが、その連合委員会の終結についてまだ疑問である点が残されておる、本委員会にいたしまして、結論が出ておらないような場合に、御異議がございませうれば、委員長といたしましてもお諮りになつて、そういうものを処理なされたあとに、採決に向う過程を踏み出されたほうがよいと、私たち事務局ではかように考えております。

○委員長(村尾重雄君) 重ねて私からお尋ねします。合同委員会を開く開かないは、打ち切る打ち切らないは、両委員長の話し合いで、その話がまとまらぬ場合においては、関係委員長のほうの御意思において取計らうべきである、これはわかるのです。今日のような委員会の審議打ち切りの動議が出て、その動議

の最中に動議に質疑が出て、異議が出て、そうしてこの合同委員会が打ち切られておつて、今のままにおいて進行することが是非かという問題なんです。そこで、その問題の取扱いは委員長の意見でそれを取計らうというのか、委員会にそれを諮つてそれをきめるといふのか、その点一つ明確にしてもらいたい。

○参事(宮坂完彦君) この点につきましては、只今千葉委員からの申出が、ちよつとはつきりいたしませんのであります。希望という点につきましては、委員長のお話し合いでそれをきめて頂きたいという、こういう御趣意でありますれば、本動議とは別にちよつと合意するものではございませう。但し千葉委員がその動議の出した瞬間におきまして、これの先決問題といたしまして、そういう問題を処理しようという動議が提出されたというところになりますれば、委員長といたしましては御動議を御勘案になつて、これを事務的に法規にかなつたようないやないかと考えておりますが、先ほどお伺ひしたところによりませうれば、まだ動議としてはお出しになつておらないのじやないかと私は承つておりますが……。

○委員長(村尾重雄君) ちよつと連記をとめて下さい。

〔連記中止〕

○委員長(村尾重雄君) 連記を始め五時までは休憩いたします。

午後四時三十九分休憩
午後五時十八分開会

き会議を開きます。
先ほど地方行政委員長と私と話し合つて、地方行政と当人事委員会との連合委員会の取扱ひ方について円満に一つ話を進めたいと思つて、いろいろと地方行政委員長と懇談いたしました。先日も審議の時間が皆無であつたので、どうしても地方行政として、若し連合委員会が時間的に不可能なら、委員外発言として地方行政委員の発言を一つ許可されたいとの意見が出されまして、私は相当その御意見とは背いたのですが、当委員会の大勢の趣旨を体しまして、この法案審議のための残す時間が常識的に見て非常に節約されなければならぬと、こう思つたので、できるだけ一つ御了解願ひたいと思つていろいろと協議したのですが、どうして同委員長との話し合いというものが一つの結論まで得なかつたのであります。まあそういうような点で、私、非常に地方行政委員長の説得力が私に足らなかつたのが、実は話がうまく行かなかつたのを、非常に私としても遺憾と思つておられますが、私の真情から行きますと、できるだけやはり他の委員会の委員長の意思というものを尊重したいという私の考え方は、実はここに今もなお消えないのですけれども、万止むを得ず話し合いがうまく行かなかつたことを御報告申し上げます。

○委員外議員(内村清次君) 私、地方行政委員長の内村でございませうが、実は地方行政委員会におきましては、今回の人事委員会にかかつておられます「一般職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律案」、これと密接な関係がありますし、同時に委員会にかかつております政府提案の平衡交付

金法の一部改正法案、このなかに、教職員関係即ち小学校、中学校それから高等学校その他という方々の単位費用の法律案がかかつておるのであります。ところが、たゞ今回の国会におきまして、自改の協定によるところの二十八年度予算案に五十億の平衡交付金の増額修正がなされております。そこで私のほうの地方行政委員会でも、この単位費用の問題が政府の法律案として出ておられますその法律案に對しまして、修正された五十億のこの修正の額の設定がまだ政府のほうでは操作中でございまして、その費用が確定しておらない、確定しておらないのを法律案に出してあります。たゞこれに又今回の一般職の職員の給与に関する法律案の中に、教職員の方々の俸給の三本建がその内容となつております関係で、これは非常に密接な関係があるという点で、この地方行政委員会の委員会におきまして、是非、人事委員会と連合審査をさせていただきます。要求のために決定をいたしましたので、そして去る四日の日に連合審査をやつたわけでございます。

で、委員の皆様方の中には当時御出席になつていらつしやつたかたもあられるようでございますが、又御出席でないような委員の方々もおられます、私ずつと終始各地方行政委員の方々の発言と、政府の塚田長官との質疑の内容を、それから又提案者との質疑の内容を聞いておつたわけでございますが、たゞ若木委員及び秋山委員との自治庁塚田長官との質疑の点におきまして、以前に地方行政委員会での単位費用の設定の問題につきましての塚田長官の答弁と全く喰ひ違つた答弁がな

されたわけでございます。そこで若木委員も、これでは本委員会におきまして、即ち地方行政委員会におきましての平衡交付金の大事な法律の設けに對してこういう喰ひ違つた答弁がなされるとしたならば、これは大変な問題である。そうして又その波及するところが一般職の職員の給与に關するこの法律案に對しても關係が重大であるからして、もう時間も来ておりまして、もう動議が出されたわけでございまして、それから人事委員長におかれまして、委員会に諮るといふようなことになりまして、その後、私といたしましては、人事委員長の委員会における決定を待つておたつたわけでございするが、保留されたところの委員会の開会については両委員長の協議によつてきめるといふようなことに決定されたという通告を受けて、実は人事委員長とは是非一つ協議をしてこの喰ひ違つたところの政府の答弁を直さないと、平衡交付金の私のほうの委員会のこの審理にも困るし、又、当委員会におけるところの一般職の職員の給与に關する法律案のこの基礎になるところの単位費用の問題に對しても困る、かように思つて、私は合同審査、連合審査を強く要望いたしておたつたわけでございす。で、今日に至つたわけですが、先ほど人事委員長は、地方行政委員長を説得することは私が足らなかつたとおつしやるのですけれども、決して私はそうでなくして、是非一つこれは、地方行政委員会の方々の中にも、まだ若木委員も、秋山委員も、加瀬委員も、松澤委員も、是非この点を一つ質してお

きたいといふようなわけでございす。又提案者にも是非聞きたいといふような希望がございするからして、実は先ほど委員会をやつておりましたところにお呼出しがありましたから、来て、又、再度連合審査を是非一つ開催してもらいたい、こういうような要請をやつておるわけでございす。議院の建前といたしまして、連合委員会の開催といふものは、これはお互いの即ち委員会の尊重の上におきまして、従来慣行としてやつておる問題でございまして、切なる私たちの委員の方々のこの疑点を是非質したいといふことでありまして、この法律案の根本的な問題でもございするからして、是非一つこれを主管しておるところの人事委員の方々が、この連合審査を通じてこの基礎になる問題につきましても究明をして、そうして正常な採決に持つて行かれる、審議を了されるということをもう一度お考え直しを願ひまして、そうしてこの連合審査がございするよう、委員長といたしましては特別に皆様方に要望いたすと同時に、人事委員長にもどうか一つこういうような私の誠意からいたしまして委員長にお願いするのでありますからして、連合審査がございするようにお取計らいのほどを是非お願いしたいのでございす。

○加瀬武徳君 只今の地方行政委員長の内村君の御発言は、地方行政委員会と我々の人事委員会との連合委員会を更に持つて、かような御要望と了解をいたします。なお御発言の中には、地方行政委員会に属しておられます二、三のお名前を挙げられまして、その人の委員外の発言をも認めて頂きたいといふような意味をも若干含められておつたように了解いたしたのであります。が、もうすでに今国会の会期もあと数時間しか残つておらないといふことは、お互い十分わかり切つておることでもございするし、私は先ほど書面を以ちまして、他の常任委員会との連合審査は打切られたい、又委員長並びに委員外の委員の御発言は御遠慮願ひたい、この二つの動議を提出いたしております。が、確実を期するため書面を以て提出いたしております。私は更に発言をいたしましてこの動議をお取上げ願ひますよう発言をいたします。(賛成と呼ぶ者あり)

○委員長(村尾重雄君) 先ほど委員長の発言がなされて、いろいろと地方行政委員長から訴えがあつたのですが、動議の出ていることも事実であります。ところが発言がありましたが、私たちとしては、当委員会の理事並びに委員長の意思がこにあると思つておつた。ところが時間のないことを理由にして、実は御了解願ひつて地方行政委員会からの申入れを打切つてもらいたと思つていろいろ懇請したのであります。私も思つては、只今なお重ねての委員長発言としてお話があつたが、それ以上私としては意見はありませんから、他に委員長の御意見に對して何かありましたら。(議事進行と呼ぶ者あり)

○岡三郎君 地方行政委員会の内村委員長の発言を聞いて見ると、私もその点についていろいろ問題があると思ふのです。そういう点について、一つ地方行政委員長の内村委員長に質問したいと思ふ。それは、先ほどからこの問題については、千葉並びに宮田両理事の間でいろいろ話があつたのです。が、その間の経緯は別として、とにかくあの合同審査の場合において幾多の疑点を残したまま現在に至つておる。そういうふうな経緯の中から、いろいろと時間がなかつたので本日に至つたのである。こういうふうに申されておるのであります。然らば、この連合審査の中において、単位費用の問題に對して、塚田自治庁長官と若木委員との間にも喰ひ違ひがあると申しておりますが、その内容について具体的に一つ指摘してもらいたいといふ点と、もう一点は、これは若木さんといふ問題でないかも知れませんが、私たちはそう思つておつたのですが、塚田自治庁長官が、地方行政委員会と言つた点席上において言つた点について、一体どういふふうに喰ひ違つておつたのか、そういう点が明確にならないといふと、あの場合において、単に若木委員なり或いは秋山委員なりが喰ひ違つておつたという点については、その当時、合同審査に列席しておられなかつた委員の方々が多数あるわけでありまして、そういう点に鑑みて、この問題はなか／＼重要な問題でありまして、つまり本法案が仮に通過したといたしましても、その財政措置というものが混亂するといふことになれば、非常に地方の教職員に甚大な御迷惑をかけることにもなるように見受けられるわけでありまして、そういう点で、私はその箇所について、もう一応塚田自治庁長官に地方行政委員会と合同審査会との喰ひ違ひを一つはつきりしてもらいた

○委員長(村尾重雄君) 岡君に注意しますが、実は連合委員会を持つことの可否について御意見を一つ伺つておるのですから、質疑内容に互るようなことは……。(議事進行)「発言中だ」と呼ぶ者あり)連合委員会の可否について、聞いて頂きたいといふ御意見に對して、実は私としていろいろとお話申上げたが、御了解を得られなかつた、それについて御意見のおありの方はと言つて私は伺つておるので、質疑内容については御遠慮願ひたい。(委員長長の注意を聞きなさいと呼ぶ者あり)

○岡三郎君 その点についての注意は十分了承いたします。併しその点が明瞭にならなければ、本委員会では何を聞くのか、何が喰ひ違つておるか、わかつておる人とわかつていない人とがちやんばんになつておる。そこで、今、私が地方行政委員長の内村さんから、いろいろその間の経緯について十分お述べになつたと思ふ。そういう点で或る程度、時間を限るなら限つても私は結構だと思ふのですが、この際十分私はやつてもらいたいと思ふ。その短時間の中で、私も思つては三十分程度発言を許可して、そうしてこの問題については明確なる……(動議が出てくるのだ)「委員長何をしてるか」「発言中だ」と呼ぶ者あり、その他発言する者多し)同僚の君が同僚の他の者に発言進行中に文句を言う法規が一体どこにあるか。そこで私はこの点について「委員長は委員会のやり方を知らん」「動議が出てくるのだ」と呼ぶ者あり)「この点について(動議、動議)と呼ぶ者あり)委員長、議事を整理して下さい。ああいう発言はやめまして頂きたい。私は今言つた点を十分了承いたしますので、その点について、数

時間という言葉で、加藤君は不明確な言葉で言つておられるけれども、明確に、本日午後十二時までは六時間有るといふものがあるわけですね。我々の言語学上から言へば数時間というものはない。そういうふうな点について、(「発言を求めた内村君に対して質問しろ」と呼ぶ者あり) ちよつと待ちなさい。内村君にしようと思つてゐるのに、委員長はほかから注意があつたから、もつと冷静に……(委員長長の注意を守つて発言しなさい)と呼ぶ者あり) 注意を守つて私は話をしておるのに、質問しなさいといふというから……(委員長、議事を整理しろ)と呼ぶ者あり) 議事を妨害するじやないか。そこで私は、先ほど内村委員長の言つた点について……同じようなことばかり言うだけだけれども、(笑声)そういうふうな点について時間をとるといふことはなかつてできないと思ふ。そういう点で、議事の進行に協力するといふ意味を以て、両委員長間における今後の感情的な問題も残つてもいいから、又、地方行政委員会と本人事委員会との間に……ちよつと聞きなさい、清席して……(俺に質問しているわけじゃないだろう)と呼ぶ者あり、(笑声) そういう点について私は、長時間は勿論いけないと思ふから、併し先ほど言つたような、地方行政委員会と人事委員会の両委員会の今後の運営にものいふ……と重大な影響を持ち来たらしてはいかんという意味で、時間を限つて、この点については地方行政委員会の意見を短時間に言つてもらふことによつて、この問題の解決が私はつく、こういうふうな今思つておるわけです。そういう意味で、私は長い時間とはとらないのです。何人地方行政委員会から発言があるかも知れませんけれども、併し幾人あるとしても、全部をまとめて三十分程度やつてもらつたならば、大体真意が掴めるのではないかと、そのことによつて、本委員会のこの法案の裏付けとしての平衡交付金の単位費用の問題と、この法案に基くところの三億六千万なり或いは一億五千万なりという金の措置について分明的なところがある。そのことがこの委員会の議事を促進させるものだといふふうに私は考へるのです。

○委員長(村尾重雄君) 簡潔にして下さい。

○岡三郎君 これ以上簡潔にできない。(笑声) そういう意味で、私は今言つた点について、もう簡単に言います、三十分程度でやつて、両委員長間の溝をとつて、両委員会における溝をとつてやられることが……少くとも我が今後質問せんとするところの事項の骨格をなす事項なんです。それは取りも直さず今後における我々の質疑を簡素化する意味においても、重要な私は関連が明確にあると思ふ。そういう意味において、我々の今後のいゝわゆるこの給与法に対する質疑をいささか省略してでも、この問題については私はやる必要があると、こういうふうな思ふので、その点についてそこばかりの時間をとつてやつてもらふことが、最も賢明で妥當である、このように私は存するのであります。

○委員長(村尾重雄君) ちよつと速記をとめて。

午後五時四十一分速記中止

午後六時三十分速記開始

○委員長(村尾重雄君) 速記をお願いいたします。

加藤君ほか二名から、成規の賛成者を得て、他の常任委員会との連合審議は打切られんことの動議が提出されております。本動議に賛成のかたの挙手を願います。

(賛成者挙手)

○委員長(村尾重雄君) 多数でございします。よつて他の常任委員会との連合委員会をこれに打切ることと決定いたします。

なお引續いて加藤君から成規の手續を以て、当委員会の委員以外の発言は認めないことの動議を提出されております。

ちよつと速記をとめて。

(速記中止)

○委員長(村尾重雄君) 速記を始め只今加藤武徳君から、成規の手續を以て提出されました委員外議員の発言についての動議は、提案者から撤回されましたので、(加藤武徳君「委員長が許さないという条件で」と述べ)さよう決定いたします。

續いて休憩前に問題となりました一般職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律案について、加藤君ほか三君より、文書によつて、質疑を終局し討論に入られんことの動議が提出されておりますので、本動議の採決をいたします。本動議に御賛成のかたの挙手を願います。

(賛成者挙手)

○委員長(村尾重雄君) 多数と認めます。よつて本案について質疑を打ち切ります。これより討論に入ることになるわけでありすが、ちよつと速記をとめて下さい。

(速記中止)

○委員長(村尾重雄君) 速記を始め七時十五分まで休憩いたします。

午後六時四十三分休憩

午後八時九分開会

○委員長(村尾重雄君) 休憩前に引續き会議を開きます。一般職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律案について討論を行います。御意見のおありのかたはそれ、賛否を明らかにしてお述べを願います。なお修正意見のおありのかたは討論中にお述べを願います。

加藤武徳君より、一般職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律案に対する討論時間は、社会党第四控室は一人三十分ずつ、(修正案に対する説明、質疑、答弁等の時間を含む)緑風会二十分、他はあつて十分制限せられんことの動議が提出されております。本動議の採決を行います。本動議に賛成のかたの挙手を願います。

(賛成者挙手)

○委員長(村尾重雄君) 多数。よつて討論時間は、社会党第四控室は一人三十分ずつ、(修正案に対する説明、質疑、答弁等の時間を含む)緑風会二十分、他は十分制限いたします。

○岡三郎君 私は只今議題となつております一般職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律案について、反対の討論をいたしたいと思ひます。反対の第一は、我々がいろいろの角度から検討しておりますが、俗に言う三本建のこの給与法については、二年前以来人事院において慎重に検討がな

されて参つたのであります。そのときの主なる問題点は、現行の給与法を改正して、小、中と高等学校との間に別枠の給与表を作るかどうかという問題であつたのであります。そのような問題について、人事院当局は、教育基本法或いは学校教育法その他の給与法規を検討した結果、議員の各位がすでに御承知の通り、国会と政府に給与ベイスの改訂と併せて、給与準則が出されてゐるのであります。私はこの給与ベイスの勧告と、給与準則とは、不離一体のもので、切離して措置はしてはならないといふふうに考へております。又このことは広く一般に常識として考へられておるのであります。然るに提案者は、本法案を提案するに當つて、質問に答へて、人事院の勧告前にこの法案は用意されて来たのであるといふ御答弁があつたのであります。私が、私はそれならば次のことを言いたのであります。それは、本法案は、当初予定されてたといふことについては、何とも不可解であります。これは当然法律を提出するときに、予算措置をというものが考へられなくてはならないのであります。政府は、三億六千万円の財源を平衡交付金五十億の中に措置したと、こういうふうな言つておられますが、その予算の修正に當つて、三党で協議したときは、改進黨の田中久雄衆議院議員が、参議院の予算委員会において明確に申されてゐる通り、現在の教職員の給与の不合理を是正して、即ち学歴を動年と對比して、これを現行より有利にする、而も現在の高等学校の職員は、前歴計算において非常に不当な措置がなされておるので、これを○・五を○・八に直したな

らば、何とか現在の不合理是正ができて、広く高等学校の職員と併せて、中学、小学校における同一学歴、同一勤年の者にも潤うという理由が述べられておつたのであります。ところが、その協定がいつの間にか改正されまして、本法案が突如として提出されたためでありましょうか、三億六千万円に對する措置としては、塚田自治庁長官、或いは小澤衆議院議員、或いは提案者の赤城宗徳氏と、すべてが喰ひ違つておるのであります。即ちこの法案が若しも可決されるとするならば、現在審議されておるところの不明の点から申しまして、三億六千万円中、一億五千万円はこの法案で使われるのであります。残りの二億一千万円に對しては、甚だ不分明なのであります。このような不分明な予算案を裏付けとした本法案が、あらかじめ人事院勧告よりも前に、仮に提案者の言うごとく用意されていたとするならば、如何にその用意……失礼でありますけれども、お考えが杜撰であつたかということを示明するにほかならないと私は思うのであります。つまり、つとに用意されておるならば、予算措置その他等も与党でありますので、十分に法案と對比し、十分その措置がとられて、衆議院において検討され、参議院において慎重審議されるならば、現在までのように無用な議事の混乱を惹起さずに、素直に全部の教職員に納得できるところの措置ができたところなのであります。そういう点で、私は、本法案が早急の間にでき、而も幾多の財政措置においても不明確な点を残して、現在討論に立ち至つておることについて、国会議員として、又衆議院と違つた参議院の名譽のためにも、誠に遺憾の意を表せざるを得ないのであります。この点について、若しも三億六千万円が十分消費されるようになるならば、あえて我々は、満口試案と称された一時話に上つた法案について、非常に不満の点もあるけれども、賛意を表して、これを或いは可決しても可ではないかというふうにも一時考えたことがあるように、本法案に對する財源措置は、支離滅裂であるというふうに考えておるのであります。そういう点について人事院勧告との関連上誠に遺憾な法案であると、こういうふうに第一点を申し上げます。

次に第二点といたしまして、本法案の提案趣旨に次のように述べてあるものであるであります。即ち「各学校教育に職域差を認めることの可否については、教育の本質如何という立場から異論があるかも知れませんが」と、こういうふうにして述べておるのであります。誠に、異論があるならば……特に教育という問題は、単に高等学校、中学校、小学校という、教員のものではなくして、一千二百万の学童と、数多くの父兄を擁しておるのであります。そのような広汎なる日本の教育の問題について甚大な影響をもたらす本法案の提出に當つて、「異論があるかも知れませんが」というふうにして提案者みずから不可解なる言葉を用ひまして、そして提案されて来たとおることについて、私は誠に残念だと思つたのであります。それは、本法案のこの俸給表にも書いてあります。『本表は、暫定のものであつて、なるべく速やかに合理的改訂を加えるものとす。』と、こうあるわけでありまして、

現行の給与法は、誠に申さるゝのみ、中堅公務員、或いは教職員の誠に遺憾とする俸給表であります。そのような観点から、現在の人事院勧告の俸給表は、異論があるとしても、これを大幅に是正してある俸給表なんでありまして、私は、そのようなことをあれこれと考へた場合において、本法案が非常に異論があるというふうな点、或いは今のような矛盾があるというふうな重要な点を含んで、而もあえてこれが国会審議のあとから出て来たという点について、誠に残念と思つたのであります。なぜならば、本法案は、附則において「昭和二十九年一月一日から施行する。」と、こういうふうにして書いてあります。然らば、本法案の欠陥なり、或いはその他未熟な点を十分に感得するならば、無理にこの法案を可決することなく、なお十分に施行まで審議の時日があつたのでありますから、これを継続審議なりして、水害その他の対策で緊急に臨時国会が召集される傾向に鑑み、九月なり十月にこの法案について更に検討する機会が十分私にめぐつて来ることを信ずるのであります。そういうふうな建前から考へても、この法案については誠に遺憾であるというふうな存するものであります。更に今申上げました点の職域差の問題であります。が、提案者は職域差の問題について、「学校教育法におきましては、高等学校は中小学校に比べ、高等普通教育のほか、専門的教育を施す旨の附加的条項があるのであります。それだけ負担能力等において専門的な負担が加わる次第であります。」と書いてあるものであります。この点については、すでに赤城委員並びに文部当局の

関係者に質して明瞭になつたように、学校教育法の中におけるところの高等学校の目的の中における専門的教育云々という字句は、工業高等学校なり、或いは商業学校なり、或いは水産なり、商船学校なりというふうな、特殊の技術員を養成する学校を考へて書いてあるものであります。普通の高等学校がこのような字句にわずらわされないうこととは、すでに学校教育法の分析から一般の常識なのであります。この点を提案者は誤解されたのであります。ましようか、それを強調されて職域差を設定する理由の主なるものとしておるといふことについては、絶対に承服できないのであります。少くとも、現在の教育制度を考へた場合に、仮りに提案者の言うように、高等学校がいくらかの専門的教育を施す云々と言われるならば、小学校と中学校の間に専門的な度合が更に深まつておるのではないかと私は思うのであります。これは比較対照論でありまして、少くとも私は、高等学校と小中を切離したこのような無理なこの俸給表は絶対に承服できません。若しも提案者の言うがごとくなるならば、幼稚園の俸給表一本、小学校の俸給表一本、中学、高等学校、大学、大学院の設置されておるところと設置されておらないところの俸給表を作り、更に提案者が職域差の一部としておつた免許法をここに持つて来るとするならば、一級、二級を主張するならば、中学校に二級、二級あり、高等学校に二級、二級あるということを御存じだと思つたので、そのように差等をつけるところの俸給表を作るか、或いはそれを合理化するところの俸給表を作らない以上、免許法

の観点から言つても、全教育体系から言つて、絶対に納得できないのであります。更に、私は申上げたことは、少くとも戦争前の高等師範学校、師範学校というふうな枠の別があるならばいざ知らず、終戦後における六、三、三、四制を通ずる新教育の確立を目指して努力してある、その教員養成制度は、明らかに新制大学の卒業者をスタンダードなものとして採用することに決定してあるものであります。このことこそ、過去における師範教育なり、高等師範教育というものが、枠に閉じこもり、人間性を没却し、そうしてただ徒らに枠の中に詰め込む教育をしたというふうな各種の弊害その他を勘案して、広く一般教養と共に、教員としての資質を磨くための措置として、高くこの点は主張を貫かれて参つたのであります。その意味において、私は少くとも新制大学の卒業者が、その率は別といたしまして、高等学校、中学校、小学校にそれら配置され、それぞれの角度において教育の礎を築き、總体的に六、三、三、四制を通ずるところの大きな日本の教育躍進を考へない以上、絶対に私は教育の振興はあり得ないと、このように感ずるのであります。そのように考へて参りますというところ、無理に職域差をつけて、或いは一般の父兄、或いは社会に對して、理由なく一俸を高等学校のみにかぶせる。而も高等学校であれば、無資格者も、四級の一号に切替えたときになつておるならば、無資格者でも無条件に二号加えて、中学校において資格がある者に一号加えないというふうな、馬鹿げたことは常識のある者には当然考へられない措置と私は思うので

あります。

いささか脇に外れましたが、何と言つても私は、現行においては、提案者が初めに申しておる通り、職域差を認めるということの可否は誠にむずかしい。然らば、最初に私が申上げた通りに、全部の先生方に合理的に措置して喜ばれるような方法がないものかと、各種の角度から検討し施策をめぐらすのが、私は衆議院の欠点を補う参議院の使命と存するのであります。そういう点について、職域差の問題については、今後大きく国民的な非難的になり、教育の根柢を揺がす一つの要素になることをこにはつきりと申上げて、今後ともこの問題については、過ちを認めたならばこれを直すに憚ることとなれという態度において、小中を萎縮沈滞させることがないようにしたい。私の言つてゐることは、単に月給が五百円、千円達うということ言つておるのではなくして、昔、三円、五円達つたために下駄箱の配置の状況も違つていたというふうな、そういう身分的な封建的なことを今ここに実施することを避けて、何とかして新時代の教育の方向に行きたいと、こういうふうに考えるがゆえに、いささか脇道にそれましたけれども、この職域差については絶対に承服できないのであります。

ならば、現在の動きつつある生きてゐる教育を眺めたときに、高等学校の校長は小中の校長よりも数が少いし、なる率が少い、このように馬鹿げたことを言つておられますが、併し俸給といふものは、団体に給付されるものではないのであります。これは国家公務員の給与法を見てもわかるように、俸給といふものは、個人々々に支払われるべきものであります。その場合において、小中の中において、東京でも、或いは徳島でも、或いは大分県においても、小中に徹底的に踏みとどまつて、あの戦争の最中においても高い俸給に釣られて工場に行つたということなく、地味ではあつても黙々と働いて勤続して来た優秀な小中学校の校長なり教師に対しては、あえて私は申上げますけれども、大学の学長と同じように行けるという、これは理想ではなくして、全部が行けるのではなくして、或る数の者はそこまでも行けるというふうな途を講ずることが、日本の文教政策を振興させ、小中の教師に、肉体的な或いは責任の過度な教育を遂行させるために、倦まざらしめんことを要するといふ観点からも、その途を開いて置くべきだといふふうに言つて参つたのであります。併しながら、この点についても、無条件に学校の種別によつて最高号俸が切られて来ているというところは、余りにも機械的であるし、教育の実態を無視するものであると考へて私は反対するのであります。特に終戦後のあのどさくさの中で新学制が樹立されて、中学校は、校舎もなければ、教材もなければ、ただ生徒のみがあつたのであります。その何にもない中学校に何とかしてこれをし

つかりしたものに育てなければ、小と高を幾らやつても付け足しにはならないという観点から、各都道府県においては、高等学校を統合整理するような無理をしないで、優秀な高等学校の教職員、小学校の職員の中から、中学校に配置したのであります。それらの先生方は鋭意教員として終戦以来ここに八九年、現在まで努力して来たのに、同じ資格と同一勤年で、而も何ものもないところで新しい教育の建設に孜々として努めて来たそれらの人が、この俸給表によつて、中学校なるが故に仕方がないといふことを言われおるのであります。給与はすべからず公平であるべきでありまして、これにはいささかも政治的な意図なり、或いは、わけのわからん理由によつて差等を付けるというところは、禍根を千載に残す問題であります。そのような観点から見ても、私はそれらの人々に対して、同一資格があり、同一勤年ならば、何とかして差別的待遇をしないようにと考へて参つておるものであります。が、それらに對する質疑を一方的な動議で打切られ、誠に不分明な中において、この討論が行われておるのであります。特に文部大臣は、特殊な学校、盲聾啞学校、つまり同一屋根の下において、専門、或いは高等部、中等部、小学部、幼稚部とあるような、そのようないわゆる仕事の中身というもののに対してお知りにならないのか、単に併任すればよろしい、こういうことを言つておるのであります。誠に教育に挺身している人々に対し無礼極まる私は言つても差支えないと思うのであります。それは、同じ屋根の下において或る者がこの法案によつて上がる

ということになれば、単に併任すればよいなんということでは気が納まるものではないのであります。つまり仕方がないから前記に一号つけてやるのだというふうな形の俸給表において、何で心から納得する者があるでありまして、更に附属の場合においても併任すればよいといふようなお答えを出しておるのであります。が、中小のみの附属の場合においてはどこに併任させて一号俸上があるのでしょうか。附属の中学校、小学校しかないところに高等学校があれば併任させる便法もとれるでありまして、併し、中小しかない所に何がその措置がとれましよう。非常に細かい点でありますけれども、無責任に、この法案に対してはただ徒らに閣議に三本建にやればよいという政治的意図に出ている私の一つの解明でございまして、その他解明をすれば二十数項目に亘るところの杜撰なところがあるが、併し、私は討論時間が制限されておるので、以上の点について詳しく申上げませんけれども、なか／＼この問題は将来に禍根を残すので、絶対に承服できないのであります。

以上、各種の角度から申上げたといふ存じましたけれども、時間がありませんので以上にとめておきますけれども、最後に私は、この俸給表が出されることによつて、現実に良心的な先生方はすべて大学から幼稚園を問わず憤激の情を燃やすことだらうと思はれるのであります。高等学校の先生方にして、徒らに他を排して己れのみが己れのみといふふうな行き方自体、これは過去におけるところの団利己心である。個人で言えば個人的利己心であり、このようなことが若し白屋堂々で行われるならば、資格をとれば高くなるとか何とかいふふうな一方的なところばかり、教場に子供をばつたらかつて自分はほかのことをやるというふうな教育現場の輩出を私は憂えるのであります。先ほど申上げました通りに、この三億六千万円を不合理に正に使うならば、高等学校の先生は少くとも三号程度上るでありましよう。若しその財源が不足するならば、更にこれを統行して、将来更に予算を獲得して、徹底的に不合理が改正されて、高中小すべてが納得するの俸給表に私はなることを信ずるのであります。そういう点において、給与ベースの改訂がなされた場合においては、この法案は飛ぶのであります。役に立たなくなるという法案でありまして、それならば私は、給与ベースの改訂前に、今の金で合理化をして、その上に給与ベースの改訂を政府に促進させ、更にその上においてその職域差を論じて遅くはない、このように感ずるのであります。私は、この声が全国の諸先生方に届けば、不十分ではあらうとも大方の賛意を私は受けることを確信するのであります。高等学校の先生が上り、ほかの先生方も理由が正しくあつて上るということになるならば、すべての父兄も安心し、学童も高等学校に對して義務制を輕蔑するような氣風を誇張するようないふことはなかつたのであります。先般八十年のあの教育の記念祭に出席したあの白髪の老人は、小学校の教師、中学校の教師が如何に多くあつたかといふことであります。あれらの教師に対して形式的に褒賞をしておきな

がら、このような差別的法案によつて差等を付けるということは、誠に政府の文教政策というものが首尾一貫しないところか、教育を振興させないことになると思ふのであります。そういうような観点から、時間が参りましたので、不本意ではありますけれども私の反対討論をここに終結いたします。

○山口三郎君 只今議題になつております本法案に対しては、私は私の良心に訴へて、甚だ不本意であります。が、止むを得ず賛成するものであります。以下その理由の概要を述べます。

第一に、本法案は去る七月二十四日衆議院議員谷秀次君ほか二十三名の三派協同提案によるものであります。

が、多くの議員立法のうちで代表的な悪法であるのでございます。私は教育職員の重責に鑑みまして、その地位の向上、待遇の改善を図る点については、提案者の趣旨を尊重し、賛意を表するものであります。が、本法案の内容を慎重審議の結果、私はこれに根本的な修正を加へまして、本案の不合理な点を是正し、完璧を期した法案として本国会においてその成立をされんことを切に念願をいたして次第でござります。然るに、昨日午後十時過ぎ、私の修正案の提案理由の説明を予期していた直前に、千葉委員長代理は委員に諮ることなく突如として散会を宣して、私の修正案の審議を本国会において事実上不可能ならしめたのであります。私が精魂を尽して立案いたしました修正案の説明も、かくのごとくにして永遠に暗闇に葬り去られたことにつきましては、私は国会議員としての職責を全うすることのできなかつたことを甚だ痛恨に堪えない次第でござります。

す。せめてもその修正案だけは、委員長におかせられましては、その要綱につきまして、本国会において全国民に報告せられて、国民の批判を乞われんことを切にお願いいたす次第でござります。

修正の要旨を申し上げますれば、第一に、教員俸給の三本建はこれを認めること。第二に、各俸給表の内容は人事院勧告による給与準則の基準に準ずること。第三に、原案附則第二項の一律に直近上位の号俸への切換えへの規定はこれを削ること。第四に、新たに教育職員となる場合の俸給基準は、その特殊性に適合するように、又學歷を尊重して改訂すること。

それに附帯条件がありますが、その第一は、人事院勧告による給与ベースの改訂並びに給与準則を政府は速かに実施すること。第二に、盲聾哑学校等の特殊学校の職員については、級別俸給表の適用に基いて人事院細則により合理的取扱ひ方法を講ずること。第三に、予算の範囲内において給与の陥没是正を行うこと。この附帯条件のうちで、第三項を抜きましては本法案の実施に当りましては特に要望をすることとあります。

本法案が仮りに明年の一月一日から実施されることになりまして、その結果はどうなりますかといひますに、第一に、地方教育職員にとりましては、大学、高等学校の職員の四級俸以上の者が一律一齊に一号引上げとなります。二号乃至三号のいわゆる陥没の救済は、その目的に反しまして、二十八年度修正予算において折角獲得いたしました平衡交付金の三億六千万円のう

ち、二億二千万円は返上をしなければならぬような羽目になつておるのでござります。本法案の賛成者たちは、教育職員から感謝されるどころか、必ずや公約無視の恨みを貰うのみならず、中小学校等の職員輕視のそしりをも受けるようなことになることは、火を見るよりも明らかなところでござります。

第二には、予算上におきましては、国立学校においては、本年度末三ヵ月間におきまして四千万円の赤字を生じますが、これの補正を必要とすることとなるのみならず、公立学校につきましては二億二千万円の不用額を生ずる等の違算を生ずるような法案は、明らかに国の財政の基礎を紊乱するものであるでござります。かくのごときことを十分に知りながらも、私の修正案につきましては一瞥をも与えず、強引に本法案を押し切らんとしている与党諸君の心情那辺にあるか。私をして言わしめれば、与党議員の悲しさと哀れさと言ふべきものであるようにも考えられるのでござります。私は、一私人としては尊敬する諸先輩諸君に対して甚だ礼を失するようでございますが、公人として民主政治のためにあえてかくのごときことを申し上げまして、皆様の反省を促し、苦言を呈する次第でござります。

次に本法案のように教育職員のみをこの際に取り上げまして、特にその優遇の途を与えたことは、将来全公務員間に徒らな反響と軋轢を生ぜしめるような重大な素因を残すことになるのでござります。本法の前例に倣ひまして、必ずや公務員のうち研究職、医療職、技能職、或いは警察職、消防職

等、各職員ごとに議員立法の名にかかれて、それ相当の理窟をつけて、その要望を満さんとするようなものが続出することは明らかなところでござります。かような悪先例を開かれまして本法案の提案者諸君の深い反省を求め、將來におきまして再びかかることのないように、特にその戒心を望むものでござります。本案の実施時期は明年一月一日になつてゐるのでござります。然るに人事院の給与準則案はすでに七月十八日に勧告されておりました。目下両院においても検討中のものでござります。教員給与の三本建は、長年人事院で研究の結果、今回の給与準則案中に取入れられておるのでござります。衆議院提出の三本建法律案は明年一月一日から実行の案でござります。が、給与準則のこの三本建の部分だけを取除いて、而も近く全面的に改訂せられるべき現行給与法の一部改正として取扱う理由は、原則的には成り立たないでござります。又教員の給与改訂に要する経費は、予算案に明年一月以降の分として修正附加されておりますが、それまでには制度上の手続をとるためにも十分の期間と機会が与えられてゐるのでござります。併しながら私は、教職員の三本建待遇の改善の問題は、できるだけ速かに実施することが必要であると考えますが故に、人事院は多年の研究によりまして、その成果を今回国会と政府に勧告したのでござりますから、その趣旨を一日も速かに実現され得る趣旨においては、本案に賛成をされると同時に、政府は速かに人事院勧告に準じて給与準則法の裁定を行い、そのときは本法は失効すべきであると考えるのでござります。

最後に、政府は、人事院勧告の給与準則案の実施に当りましては、本案が予算上その他幾多の問題を蔵したまま議員立法として成立いたすことになつたならば、そのことと、更に人事院の給与準則の勧告は、人事院の多年の調査研究に基く成果であることの二つの事実と、更に私の修正案の趣旨をも十分に斟酌して、速かに公平妥当な給与準則法を立案せられて、少くとも本法の効力発生以前において国会に提出せられんことを望むものでござります。その際、特に私の要望いたしますことは、給与準則案附則第二条に言うところの給与は、すべての職員に公平に適用されねばならないという衡平の大原則を、この全法律を通じて貫くことを、特に要望するものでござります。私の本案賛成の意見の概要を申述べた次第であります。

○千葉信雄君 私は本法案に対して反対いたします。ただ併し、冒頭に一委員の討論の中で、私の昨日つた委員長代理としての措置について言及がありました。この関係上、簡単に私は釈明を申し上げたいと思ひます。先ずその第一は、当時私はいわゆる溝口修正案なるものの見通しにおいて甚だしく悲観的であつたという事実、それからもう一つは、修正案の提出は討論に入つたときに委員会に提出せられるという関係上、飽くまでもこれは昨日中における説明等の問題は、我々としては慎重に考える必要があつたということに一応の理由はあるのでござります。決して悪意ある考え方を以て行動したのではないというのを、この際一言釈明申上げておきます。

さて反対の理由を申し上げます前に、この法律案に対して、只今岡委員より、馬鹿げた案だという御批判がございまして、私はこの法律案は誠に粗末至極な法律案だと申し上げなければならぬと思ひます。例えば提案理由の説明等にいたしました内容なるものと、本院においてなされた内容なるものとは喰ひ違つております。別個のものを提出されてゐるのでございす。この事實は、衆議院における審議の経過に鑑みて、不用意であつた部分を修正して本院に提出されてゐるのでございす。而もその法律案たるや、以下反対の理由の中で申し上げますように、現行給与法に対する認識の不足、準備等に至つてはかなり長時日を要したと仰せられておりますが、それにもかかわらず、私どもは現行給与法の体系を紊乱するがごとき法律案をあえてお出しになられたその事實から言ひましても、私どもはこの法律案はお粗末至極な法律案だと私は考へております。

そこで反対申し上げます理由の第一点は、昨日も質疑の中で申し上げましたように、法律案自体に、この提案されました改正案の附則の俸給表は不合理なものであつて、速かに改訂を要するといふ条件が付加されております。

昨日も申し上げましたが、私ども現行給与法に対する考え方としては、何人といへども先ず喫緊の問題として取上げられなければならないのは、何と言ひましても、現行俸給表が公務員諸君の標準生計費をすら保障してゐないといふこの事實に對して、若しも給与法等の改正を行つたならば、こ

れが先ず先決条件でなければならぬ。このことは衆参両院における修正の経過の中からもはつきり申上げるこゝとができると思つております。而もこのような杜撰極まる法律案を出して、併しかなりこの法律案の作成に對しては慎重な態度で研究を続けたとおつしやつておられます。提案の理由の中にも、「すでに同法第十條第三項においては、人事院は、教育職員については俸給表の適用について研究し、俸給表その他これに関する事項について必要と認める勧告を国会及び内閣に提出すべきことを責任とされてゐるのであります。かかる実情に鑑み、本改正案を提案した次第であります。」若しもこの通りだとするならば、若しもこの第三項をなぜこの法律の改正において改正されなかつたかといふことでありま

記者団との会見において、人事院の勧告は承つておく程度である、そしてその勧告案の内容に立至つてまで批判のメスを試みながら、そして最後に、恐らくさういふ改訂を行う場合があるとしても、これは来年の四月以降であらうといふ談話をさへ新聞記者団に發表してゐるのであります。この事實は、給与の改訂の問題の前途に對して実に公務員諸君は暗澹たる氣持で見守らざるを得ない状態にございす。場合によつてはさういふ事態も起らないとも限らない。若しさういふ事態が起るといふ問題が、これは実に行政能力の低下といふ問題さへも我々は憂へなければなりません。而もさういふ現在の情勢の中で、この法律案が七月の二十一日に国会に提出され、一月の一日でございす。来年の一月一日から施行される給与法の改正の問題を取急いでこの国会にかけたその真意なるものに対して、我々は深い疑念を持たざるを得ません。今当然の措置として、人事院の勧告が実施されなければならず、而もその改訂が急がなければならぬ段階において、その勧告の一部であるところの教職員諸君の級別俸給表の一部を取入れながら而も来年の一月一日から実行するのだといふ法律案を提案された真意は、これは三党協定に基いていふゆる二十八年度予算の修正の過程の中で、当初の三億六千万円の予算を計上して陥没是正等を行おうとした当初の考え方は覆され、すり替へられて、そして今回の職域による給与の改訂というやり方にすり替へられて行つた事實の裏には、この法律案を成立せしめて、そして給与改訂の前

面に立ちふさがつて邪魔立てをしようとした意図が隠されてゐることを私は指摘せざるを得ないと思つてございす。

若しそうでないといふ立場をおとりになるとすれば、ここに大きな矛盾を生じて参ります。審議の過程の中で提案者は、我々は人事院の勧告等の実施については、これはできるだけ速かに改訂しなければならないと思つたという御答弁がございしましたが、そして又給与改訂の問題の障害になるとは考へなかつたといふことを言われておりますが、併し、若しもその御答弁のように、仮に人事院の勧告の実施が、若しもこの法律が邪魔立てすることなく早期に実施されることになりなりましたならば、これこそ只今御提案になつておりますこの法律案は國民を愚弄し瞞着するものでございす。なぜかと言ひますと、審議の過程に、これは、はつきりと御答弁を頂きましたが、若しも給与改訂の実施或いは給与法則の制定といふ事實が来年の一月一日以前に行われると、この法律は当然無効でございす、この提案者は答弁してゐるのでございす。一体さういふ事態に若しも仮になつたといふならば、国会が法律を制定し、教育職員に對しては、このような俸給表を適用すると約束し、そして高等學校並びに大学の教職員に對しては、切替へられた四級乃至九級、十級の者に對しては一月一日になつたら一級俸給表に引上げてやるのだといふ約束がこの法律でございす。その約束が反故にされるのでございす。つまり國民を愚弄するものであるばかりでなく、当該利害關係者に對して甚だしい打撃を与へ約束を反

故にするといふ結果になるのでございす。さういふ点を考へますと、私はこの法律の提案者並びにこの法律案に賛成して成立せしめる議員諸君の責任を糾弾せざるを得ません。

反対する第三点は、附則におきまして、括弧の中で、直近上位に一部の者が切替へられるといふさういふやり方は、總体的な調査の上に立つての陥没是正といふ方針をとられる場合を抜きにしては、職域差を認めるなどといふやり方は、そも／＼公務員法の第一條、第三條或いは第六十二條、第六十三條、第六十四條、現行給与法第二十條等を甚だしく踏みこじつております。公務員法の第一條には「この法律は、國家公務員たる職員に對して適用すべき各級の根本基準を確立し、而も職員の福祉及び利益を保護するため適切な措置を含む」といふ形に根本基準を確立することが行政能力の確立のために必要欠くべからざる要素であると冒頭して、そして同第三條におきましては「給与等の問題については、その調査研究等は人事院の権限に屬する」といふこととなつております。つまり公平を期さなければならぬ根本基準の確立等の問題、殊に給与の問題等については、人事院が慎重なる研究と調査に基いてこれに検討を加へるといふ権限を人事院に保障してゐるといふ事實は、用心深くこの問題を取扱わなければ下手にまてつて飛んでもないでたらのめやり方をしたら大変なことになるから、それを避けたといふ考え方、又第六十二條等におきましては「職員の給与は、その官職の職務と責任に應じてこれをなす。」第六十三條におきましても、第六十四條におきましても、

これらの調査研究は人事院が必要調査研究を行い、職階制に即した給与準則を立案し、現在の給与法はこの職階制に代る臨時立法でございます。第六十四条におきましても、俸給表の作成等については、根本の条件が明確に「生計費、民間における賃金その他」と相当の枠さえはめて、人事院の権限並びに人事院の研究調査にこれを委ねておるのでございます。而も又、給与法の第二十四条におきましても、「国会は、給与の額又は割合の改訂が必要であるかどうか」ということについて、こういう条件についてその調査研究の根本は人事院が行い、人事院があくまでもその調査研究を行なつて、「人事院は、総務府統計局、労働省その他の政府機関から提供を受けた正確適切な統計資料等を利用してその調査研究を行い」と、慎重にこの法律は規定してあるのでございます。そうして給与準則が出されました場合にも、給与準則は職域による是正というような措置は考えられておりません。人事院の給与局長の答弁におきましても、職域というような問題について、今その問題を取上げてやる以前の給与の状態にあるということがはつきり指摘されております。つまり国家公務員法の各条によつてなされた国会と政府に対する今度の給与準則の根本的な考え方は、あくまでも給与準則としては折衷的なものである。その理由は、現在の給与水準、初換えられた場合における給与水準も甚だしく生活給としての低い水準であつて、人事院が勧告した要素以外の要素を考慮する等は人事院として不適当であると考えて、我々はこのような生活給水準における折衷的な給与

準則の勧告を行なつたのであると答弁していただいております。これは恐らく衆議院における審議の過程等においても或いは人事院からその意見が表明されたかもしれません。表明されなかつたかもしれません。併し私は、人事院がこの改正案に甚だしい不満を持っているというのを非公式にはつきりと知つております。これは若しも提案者がその事実を確かめたければ、すぐにも確かめることができるはずでございます。そうして衆議院における人事委員会並びに文部委員会の連合委員会におきましても、一委員の質問に答えた給与局長が「この直近上位に繰上げる措置は技術的には可能でございます」と答弁しております。これは一行の政官としての立場ではそれ以上の表現をすることが困難であるために、併し最大級の反対の意見を吐いておられるのがこの「技術的には可能でございます」という答弁となつて現われたことは、否定できない事実でございます。

反対いたします第四点は予算上の問題でございますが、当人事委員会におきましても、御提案になりましたこの法律案と国立学校等における大学高等学校の教員諸君の給与の改訂に関する二十八年度の修正された予算の中では四千七百三十四万四千円不足でございます。この事実は、はつきりと委員会に明らかにいたしました。一方、平衡交付金におけるこの法律改正案に伴う所要額は一億四千八百五十八万七千円でございます。従つて平衡交付金に算定されました修正の予算額を見ますと、これは丁度二億七千三百三十二万一千円余剰を生じた予算額が平衡交付金に計上されているという事実は、本院予算委員会における湯山委員の質疑においてもはつきりと判明しているところでございます。一体こういう予算上のためらめ極まる法律案を提出しておきながら、塚田自治庁長官の委員会における答弁等におきましても、その解決について明確な答えが得られておりませんし、又提案者たる赤城委員は、当然その不足額については予算で補正されるべきでございます。私どもは、この重大な問題に対して、当然本委員会において大蔵大臣を招致して、そうして果して補正予算を編成する意思ありや否やという点について明確な御答弁が得られなければ、この法律案は通過せしめることが困難な事情にあると考へたのでございます。而もとうとうその審議は不可能であつたことは、甚だしく遺憾に存するものでございます。もと／＼私は、かかる措置が行われなした経過については、十分承知しております。私以外の人も皆熟知しております。いわゆる三党協定に基づくところのあの不合理極まる予算の修正或いは特に教職員に対する待遇改善のための三億六千万円の問題の結着が、今日かくのごとく不手際極まる法律案の提案というところに落ち着いたものでございまして、我々はおかざる事実に基いて、絶対に承服することのできない不満の意思を表明するものでございまして、而も反対いたします第五点として、本院の予算委員会の質疑において明白であります。当初三億六千万円の教員給与の改善費をめぐつて、この修正予算額を計上した最初の計画者は、途中において三党協定の過程においてその方針をポイコットされた。なぜポイコットされたか。私はその点に

対して実は次のような見解を持つております。三党協定で落ち着いた先は、一応合理的な方針の下に計画されたいわゆる階級制の是正、不均衡の是正という方針よりも、むしろ三党間の協定によつて、この修正がされようとする予算額を利用して、労働組合に対する特にこの場合においては日教組に対する嫌がらせの政策、弾圧政策、分裂政策を強行しようとしたところに、当初の三億六千万円の修正額を今日のごとき法律案の提案にすり替えて、而も予算額が全くつじつまの合わないでたらめ至極な予算となり、そうして、一方には三党協定の如何なる内容かわからないその内容の中において、日本教職員組合諸君に対して挑戦をし、そうして又、日本教職員組合に対する分裂の傾向を助長しようとした底意に基づくということは明らかでございます。若しも公務員諸君がその政治的な見解若しくは政治的な立場等によつて、その取扱いが、任用にいたしましたも、給与にいたしましたも、或いは昇格等にいたしましたも、皆左右されるということになりましたならば、その措置を講ずるものは、これは明かに国家公務員法第十七条の違反でございます。

私は以上を以て大体における反対の最も主要な点の反対理由とするものであります。最後に一言付け加えて置きたいことは、この職域における直近上位に引上げるやり方が、詳しくは岡委員から触れられましたから省略いたしますけれども、事実はかくのごとき状態にあるということを申し上げて反省を求めたものであります。六三制が適用されました当時のこの教育制度の切替の場合に、今度差をつけられる人々が、どういふ形で中等学校、高等学校等に行つたか、東京の中学校創設のときには、こういう条件が起つております。旧制中学から約三分の一の人が今の新制中学に充当された、青年学校の校長などからあとの三分の一、小学校の校長の中から三分の一、こういう人々で構成されておるのです。中学校と高等学校との教職員に対して、六三制制定当時のこのような事実から見ましても、職域差を設けるということが、如何に前途憂うべきものがあるということがおのずから明らかでございます。私は時間の関係上、以上を以て私の反対の討論といたします。

○宮田重文君 私は本法律案に賛成をいたすものであります。教育の重大なることは今更論するまでもないのであります。その崇高な職責を果す教職員の待遇の問題についても絶えず重大なる関心を我々は持たねばならぬと考えておるのであります。従来一般職の俸給表によりましてその適用を受けておりました教職員については、しば／＼これが是正をする必要があると論ぜられておつたのであります。昭和二十三年にベースの切替が行われた際にも、高等学校の立場は非常に不利な立場に置かれたのであります。各県におきましても年齢的に見まして、四十歳前後の高等学校教職員は、三十六、七歳の中等学校の教職員と大體待遇が同じようなことに平均給がなつて参つておる。こういう実態であつたのであります。これは、高等学校教職員は、高学歴或いは実社会におきまして教職以外の職歴を持つておるために、教職の経験年数を主体とした一本建の体系からいたしますと、非常に不

利な形に相成つた結果であると思うのでありまして、教職員一般の給与に關する法律のうちにも、「その職務の複雑、困難及び責任の度に基き、或いは勤務の強度、勤務時間、勤務環境その他勤務条件を考慮しなければならぬ」といふような条項があるのであります。高等学校の立場は、教育の本質からいいますれば、我々は相違はないといふ原則的な考え方を決して否定するものではありませんけれども、學歷と勤続年数のみによつて決定するといふことについては、我々は非常に疑義を持つものであるとあります。高等学校が技術的に複雑強度であるといふようなこと、或いは専門的な知識を非常に求められる面が多いと、こういうことからいいたしても、私どもはこの立場を十分考慮する待遇の方法が考えられなければならないといふようなことを考慮する必要があるものでありまして、或いは能率給の立場からいいたしても、或いは免許法の上から見ても、こういう差別が或る程度あるべきであるといふことは、社会的にも常識に相成つておることが多いと感じておるのでありまして、今回の改正によりまして、この教職員の俸給を一般俸給表から分離いたしまして、特別俸給表を制定いたしまして、その適用を受けることとしたし、大学、高等学校、中小学校全般を通じて、俸給の最高額を引上げ、改善を行うことにはいたしました。この法律案は又、四級から九級、十級までの人々を、特に一号俸引上げまして、この人々は大部分の人々が旧制大学卒業で、勤続年数が三年以上だが、この人々は種々の關係で、これまでのベース改訂にいつも不

利な立場に立つておつた、そういう人が改善を受けるという意味におきましても、私どもはこの改正案が、誠にそれらの人々の立場を救済する意味において、適切なものである、かように考えるのであります。いろ／＼と先ほど来討論が行われておるのであります。が、私は、提案者が、先般来、十分この三本建案について熱心なる提案説明をいたして、或いは議員各位の中には、違つた角度よりいへば、反対意見も出ておるのであります。が、私は現段階においては、一応この法律案は、かような立場にある高等学校教職員の待遇を改善する意味合いにおいて、適切な措置をとられた法律案だと、かように信じて賛成をするものなのであります。

なおこの機会に附加しておきたいことは、全国に百六十校ばかりありまする盲学校或いはろう学校、そういう特殊学校の立場であります。が、これらの学校は大体において、同じ屋根の下に、或いは幼稚園、或いは中小学校、高等学校、そういうものを併置しておるのであります。が、この学校の教職員の待遇につきましては、本法の実施に伴つて、政府は適切な措置をとつて、できるだけこれらの学校の教職員の優遇が實質面においてできます措置をとつてもらいたい希望条件を附しまして、賛成をいたすものであります。

○委員長(村尾重雄君) これにて討論は終局いたしました。これより採決に入ります。

一般職の職員の給与に關する法律の一部を改正する法律案について採決いたします。本案に賛成のかたは挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○委員長(村尾重雄君) 多数であります。よつて本案は原案通り可決すべきものと決定いたしました。

なお本会議における委員長のお頭報告の内容は、先例により委員長に御一任を願いたいと存しますが御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長(村尾重雄君) 御異議ないものと認めます。

それから只今本案を可とされたかたは順次御署名を願います。

多数意見者署名

宮田 重文 松岡 平市
加藤 武徳 溝口 三郎
高瀬 太郎 紅 露 みつ
後藤 文夫

○委員長(村尾重雄君) 署名洩れはございませんか。署名洩れないと認めます。

○委員長(村尾重雄君) 引続き国家公務員等退職手当暫定措置法案を議題といたします。

ちよつと速記をとめて下さい。

午後九時三十八分速記中止

○委員長(村尾重雄君) 速記を開始して、暫時休憩いたします。

午後九時五十一分休憩

○委員長(村尾重雄君) それでは委員

会を再開いたします。本日はこの程度で散会いたします。

午後十一時三十分散会

昭和二十八年九月十七日印刷

昭和二十八年九月十八日發行

參議院事務局

印刷者 大藏省印刷局